

芦教委第1号議案

令和8年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針
(案) について

令和8年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針を別紙のとおり提案する。

令和7年4月17日提出

芦屋市教育長 野村大祐

提案理由

令和8年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択事務を行うため。

令和 8 年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針

令和 8 年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針は、以下のとおりとする。

1 令和 8 年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針について

(1) 小学校用教科用図書の採択

令和 8 年度は、採択替えの年度にあたらないため、令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択するものとする。採択に当たっては「無償措置法」に定める手続をすすめる。

(2) 中学校用教科用図書の採択

令和 8 年度は、採択替えの年度にあたらないため、令和 6 年度に採択したものと同一の教科書を採択するものとする。採択に当たっては「無償措置法」に定める手続をすすめる。

(3) 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択

一般図書（特別支援学校・学級用）については、特別支援学級児童生徒の実態が変わるため、毎年度異なる図書を採択できる。ただし、兵庫県教育委員会の発行する「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択するものとする。

2 令和 8 年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択について

(1) 小中学校においては、全市同一の教科用図書を採択するものとする。

(2) 採択は、芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の調査資料に基づき審議の上、教育委員会が決定するものとする。

(3) 選定委員会は、芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、教科用図書および一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に関する調査を行い、教育委員会に報告するものとする。

(4) 調査研究専門員会（以下「専門員会」という。）は、この基本方針に基づき、調査研究を行うとともに、児童生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した教育上、適切な図書を選ぶにあたり、採択権者の判断に資するような充実した内容の資

料を作成するものとする。

- (5) 専門員は、選定委員会が義務教育諸学校の校長又は教頭から1名、教諭若しくは主幹教諭から5名以下を選び委嘱する。

3 教科用図書の採択の公正確保について

- (1) 教科用図書の採択は公正に行われる必要があり、外部からの不当な影響により採択結果が左右されることのないようにする。

教科用図書の採択に関する法律

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(抜粋)

第13条の6（教科用図書の採択）

（義務教育諸学校において使用する教科用図書）の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行われなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

第14条（同一教科用図書を採択する期間）

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

第15条（採択した教科用図書の種類等の公表）（H26.4.16施行）

市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(抜粋)

第6条（同一教科用図書の採択の特例）

法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。） 発行が行われないこととなった教科用図書を採択していた期間
- 二 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があつたと認められる場合 当該採択に関し不公正な行為があつたと認められる教科用図書を採択していた期間
- 三 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行される

こととなった教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

四 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

五 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若日

第7条（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）（H26. 4. 16施行）

法第15条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第14条（会議）（H27. 4. 1施行）

教育長は、教育委員会の会議終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(抜粋)

第14条（採択の時期）

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

第15条（同一教科書を採択する期間）

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

○学校教育法附則(抜粋)

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

芦屋市教育委員会規則第4号

芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査研究専門員会)

第4条 選定委員会は、教科用図書に関する調査研究を行う機関として、調査研究専門員会（以下「専門員会」という。）を置くことができる。

2 専門員会は、教科用図書の調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

3 専門員会の専門員は、選定委員会が種目ごとに、芦屋市立学校の校長及び教員のうちから選任し、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、教科用図書の採択に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が選定委員会に諮って定める。

